

発議第 6 号

選択的夫婦別姓制度の法制化に関する意見書

地方自治法第99条及び松伏町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和3年6月14日提出

提出者 松伏町議会議員 平野千穂

賛成者 松伏町議会議員 吉田俊一

賛成者 松伏町議会議員 福井和義

松伏町議会議長 増田 等 様

選択的夫婦別姓制度の法制化に関する意見書

平成30年（2018年）2月に内閣府が公表した世論調査では、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる選択的夫婦別姓制度の導入に賛成・容認は66.9パーセント、反対の29.3パーセントを大きく上回り、特に多くの人々が初婚を迎える30から39歳における賛成・容認の割合は84.4パーセントに上る。また、同年3月20日の衆議院法務委員会において、夫婦同姓を義務付けている国は世界で日本だけであることを法務省が答弁している。

平成15年（2003年）から日本政府に対して改善勧告を続けてきた国連女性差別撤廃委員会は、平成28年（2016年）3月の最終見解において、改めて「女性が婚姻前の姓を保持できるよう夫婦の氏を選択に関する法規定を改正すること」を求めた。平成8年（1996年）2月26日に法制審議会が民法改正を答申してから24年が経過しようとしているが、いまだ選択的夫婦別姓制度を導入する法改正の見通しは立っていない。

政府は選択的夫婦別姓の議論をせず、通称使用やパスポートなどでの旧姓併記の条件を緩和する施策を進めてきたが、日本弁護士連合会は「婚姻時に改姓を義務的なものとしておきながら、通称を使用しやすくすればよいというのは女性差別撤廃委員会が指摘している差別の解消とはならない」との見解を示している。

最高裁判所では、平成27年12月16日に民法の夫婦同姓規定を合憲とする一方、「選択肢が設けられていないことの不合理」については、裁判の枠内で見いだすことは困難とし、「国民的議論」や「民主主義的なプロセス」により検討されるべきだとして、民法の見直しを国会審議に委ねる判断が示されている。

平均初婚年齢が30歳前後の現代においては、男女とも生まれ持った氏名で信用・実績・資産を築いてから婚姻を迎えることも多く、戸籍姓でのキャリア継続を望む方も少なくない。さらに、個人のアイデンティティの尊重、家族のあり方が多様化する中、選択肢を持てる法制度を求める声が広がってきている。

よって国におかれては、選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を図るとともに、関連法令の審査を積極的に進めることを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

令和3年6月14日

埼玉県北葛飾郡松伏町議会

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	菅義偉様
総務大臣	武田良太様
法務大臣	上川陽子様
内閣府特命担当大臣 (男女共同参画)	丸川珠代様